

資料編

資料 1 関係防災機関連絡先

(1) 東京都

機 関 名	電 話 (無線電話)	F A X (無線F A X)	所 在 地
総合防災部防災対策課	03-5388-2456・2458 03-5388-2483～4 (70226～7・70381～2)	03-5388-1260 (70013) (70011・12)	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1
西多摩建設事務所	0428-22-7210 (83011)	0428-22-8433 (83001)	〒198-0042 青梅市東青梅 3-20-1
西多摩保健所	0428-22-6141 (85131)	0428-23-3987 (85130)	〒198-0042 青梅市東青梅 1-167-15
小作浄水場	042-554-4911	042-579-0229	〒205-0001 羽村市小作台 4-2-1
福生消防署	042-552-0119	042-551-0119	〒197-0011 福生市福生 1072
福生警察署	042-551-0110	042-553-8044	〒197-0012 福生市加美平 3-25

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	電 話	F A X	所 在 地
総務省関東管区行政評価局 東京行政評価事務所	03-5331-1752	03-5331-1761	〒169-0073 新宿区百人町 3-28-8
国土交通省関東地方 整備局相武国道事務所	042-643-2001	042-643-2320	〒192-0045 八王子市大和田町 4-3-13
国土交通省関東地方 整備局京浜河川事務所	045-503-4000	045-503-4001	〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央 2-18-1

(3) 指定公共機関

機 関 名	電 話	F A X	所 在 地
日本郵便株式会社 羽村郵便局	042-555-1442	042-554-7914	〒205-8799 羽村市緑ヶ丘 5-3-2
東日本旅客鉄道(株) 八王子支社拝島営業統 括センター青梅駅	050-2016-1600	—	〒198-0083 青梅市本町 192
NTT 東日本東京西支 店	042-528-4605	042-527-6518	〒190-0022 立川市錦町 4-12-6 NTT 錦町別館ビル 2 階
東京電力株式会社 多摩総支社	042-641-6280	042-641-6209	〒192-0904 八王子市子安町 1-16-25
東京都赤十字血液セン ター立川事業所	042-529-0401	042-529-0402	〒190-0014 立川市緑町 3256

(4) 指定地方公共機関等

機 関 名	電 話	F A X	所 在 地
羽村市医師会 (会長 : 松田医院)	042-554-0358	042-579-3855	〒205-0001 羽村市小作台 5-8-8
公立福生病院	042-551-1111	042-552-2662	〒197-8511 福生市加美平 1-6-1
伊吹石油ガス株式会社	042-554-0755	042-554-8053	〒205-0011 羽村市五ノ神 357
武陽ガス株式会社	042-551-1621	042-530-3377	〒197-0022 福生市本町 17-1
羽村市商工会	042-555-6211	042-555-6210	〒205-0002 羽村市栄町 2-28-7

(5) その他

機 関 名	電 話	F A X	所 在 地
陸上自衛隊第1師団 第1施設大隊	048-460-1711	048-460-1711	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地 第1施設大隊

資料 2 羽村市災害対策本部条例

○羽村市災害対策本部条例

昭和39年10月 1 日条例第32号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、羽村市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

- 2 部に部長を置く。
- 3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、羽村市規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部長は、本部長の命をうけ部の事務を掌理する。
- 4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、羽村市規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年条例第16号）

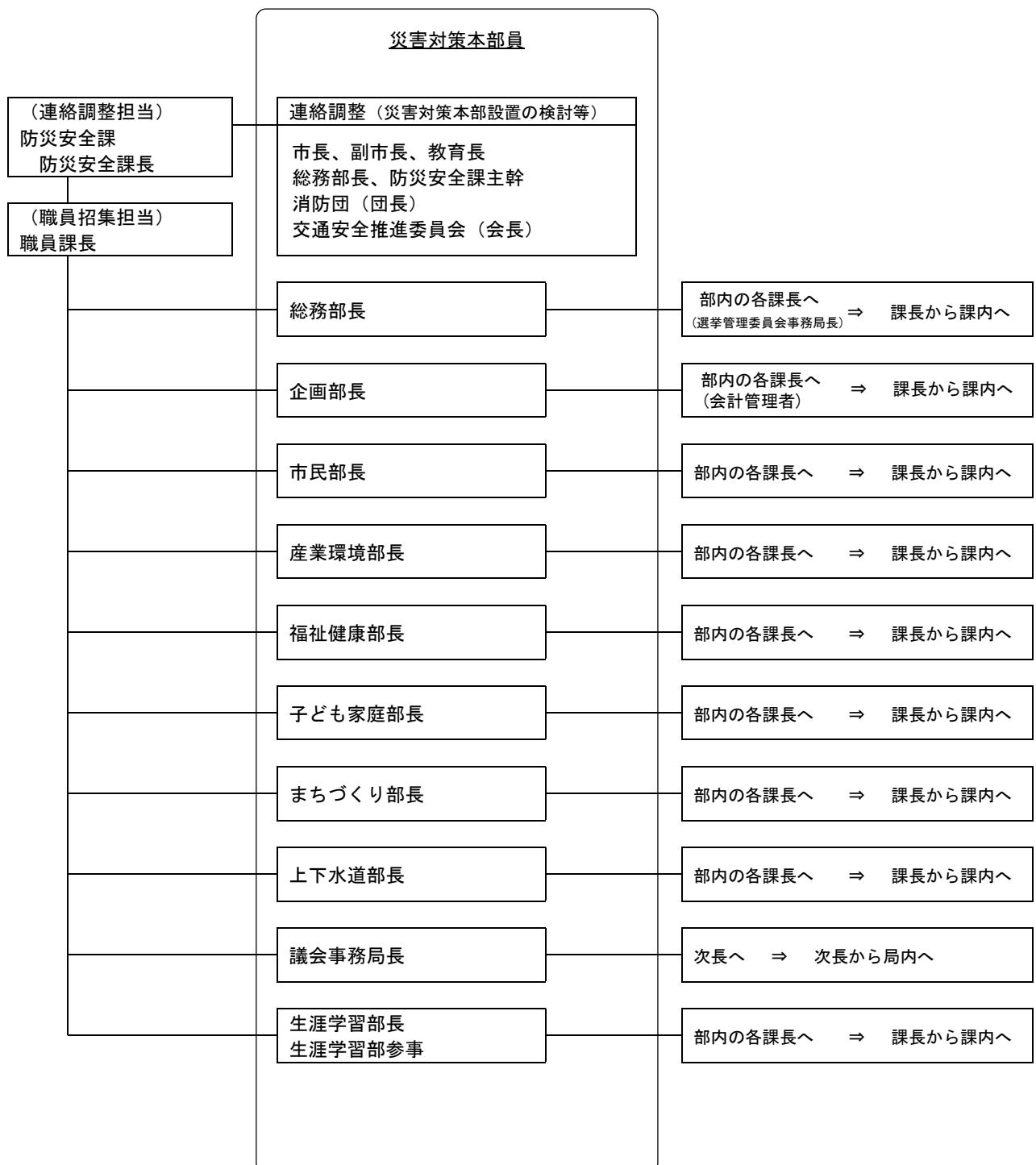
この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成24年9月14日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 休日・夜間等における職員配備の連絡体系

休日・夜間等の勤務時間外において市の区域内で地震等が発生した場合、非常配備基準（警戒配備態勢：本部要員配備、第一次非常配備態勢：係長職以上配備、第二次非常配備態勢：全職員配備）に基づき、以下の連絡体系により職員を収集する。



資料 4 被害概況カード

(表 面)

被 害 概 況 カ ー ド		到着時間		(メモ)
部 課		氏 名		
火災発生		その他の被害	カ所	
人 的 被 害	死者		人	
	行方不明		人	
	負傷者		人	
住 家 被 害	全壊	棟	カ所	
	半壊	棟	カ所	
	一部破損	棟	カ所	
その 他	公共建物	棟	カ所	
	医療施設	棟	カ所	

(裏 面)

火災発生	人の被害
住宅被害	その他被害

地 図

資料 5 羽村市防災会議条例

○羽村市防災会議条例

昭和39年10月 1 日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、羽村市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 羽村市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故がある場合は、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
 - (6) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (7) 市の教育委員会の部内の職員のうちから市長が指名する者
 - (8) 市の消防団長
 - (9) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員若しくは職員又は公共的団体の役員のうちから市長が委嘱する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 6 前項の委員の総数は、30人以内とする。
- 7 第5項第9号から第11号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員関係地方公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和61年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成11年条例第3号)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

付 則 (平成12年条例第21号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年9月14日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年3月14日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

資料 6 羽村市防災会議の構成

区分	官 公 署 (事業所)	役 職
会 長	羽村市	市 長
委 員	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所	所 長
委 員	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	所 長
委 員	陸上自衛隊第1施設大隊	大 隊 長
委 員	東京都建設局西多摩建設事務所	副 所 長
委 員	東京都保健医療局西多摩保健所	所 長
委 員	東京都水道局小作浄水場	場 長
委 員	警視庁福生警察署	署 長
委 員	東京消防庁福生消防署	署 長
委 員	羽村市	副 市 長
委 員	羽村市	総 務 部 長
委 員	羽村市教育委員会	教 育 長
委 員	羽村市消防団	団 長
委 員	羽村市町内会連合会	会 長
委 員	羽村市交通安全推進委員会	女 性 部 長
委 員	羽村市公立小中学校校長会	会 長
委 員	羽村市医師会	会 長
委 員	羽村市商工会	理 事・女性部長
委 員	公立福生病院	院 長
委 員	日本郵便株式会社 羽村郵便局	局 長
委 員	東京都赤十字血液センター立川事業所	事 業 所 長
委 員	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社拝島営業統括センター 青梅駅	駅 長
委 員	NTT東日本東京西支店	支 店 長
委 員	東京電力パワーグリッド株式会社立川支社	支 社 長
委 員	伊吹石油ガス株式会社	社 長
委 員	武陽ガス株式会社	社 長
委 員	社会福祉法人羽村市社会福祉協議会	総務課総務係主査
委 員	福生防災女性の会	羽 村 支 部 長

資料7 羽村市町内会・自治会別加入状況一覧

(令和6年4月1日現在)

No.	名 称	加入世帯数	No.	名 称	加入世帯数
1	川 崎 東	180	21	五 ノ 神 中	195
2	川 崎 西	170	22	東 台	140
3	上 水 通 り	200	23	富 士 見 平 第 一	244
4	神 明 台	510	24	U R 羽 村 団 地	87
5	双 葉 富 士 見	217	25	奈 賀 一	127
6	双 葉 町 松 原	162	26	奈 賀 二	105
7	神 明 台 上	164	27	田 ノ 上 第 一	155
8	神 明 台 住 宅	92	28	田 ノ 上 第 二	145
9	都 営 神 明 台	226	29	田 ノ 上 第 三	153
10	本 町 第 一	162	30	旭 ケ 丘	87
11	本 町 第 二	75	31	間 坂 第 一	124
12	本 町 第 三	98	32	間 坂 第 二	250
13	東 第 一	130	33	宮 地	338
14	東 第 二	140	34	美 原	228
15	清 流	69	35	小 作 本 町	251
16	緑 ケ 丘 第 一	156	36	小 作 台 東	308
17	緑 ケ 丘 第 二	197	37	小 作 台 西	262
18	緑 ケ 丘 三 丁 目	97	38	栄 町 第 一	296
19	緑 ケ 丘 西	180	39	栄 町 第 二	218
20	五 ノ 神 東	147			

資料 8 避難所及び医療救護所等開設状況報告

第 _____ 報

避難所開設状況報告（災害対策本部用）

年 月 日 時 分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	避 難 所					
	名 称	所在 地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通 信 欄
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	
			月 日 時 分	人	人	

第 報

医療救護所等開設状況報告（災害対策本部用）

年 月 日 時 分現在

災害名		報告機関	
		報告者	TEL

整理番号	救護所					
	名称	所在地	開設日時	収容可能人員	現収容人員	通信欄
			月 <u> </u> 日 <u> </u> 時 <u> </u> 分 <u> </u>	人	人	
			月 <u> </u> 日 <u> </u> 時 <u> </u> 分 <u> </u>	人	人	
			月 <u> </u> 日 <u> </u> 時 <u> </u> 分 <u> </u>	人	人	
			月 <u> </u> 日 <u> </u> 時 <u> </u> 分 <u> </u>	人	人	
			月 <u> </u> 日 <u> </u> 時 <u> </u> 分 <u> </u>	人	人	
			月 <u> </u> 日 <u> </u> 時 <u> </u> 分 <u> </u>	人	人	
			月 <u> </u> 日 <u> </u> 時 <u> </u> 分 <u> </u>	人	人	
			月 <u> </u> 日 <u> </u> 時 <u> </u> 分 <u> </u>	人	人	
			月 <u> </u> 日 <u> </u> 時 <u> </u> 分 <u> </u>	人	人	
			月 <u> </u> 日 <u> </u> 時 <u> </u> 分 <u> </u>	人	人	

資料9 緊急通行車両・緊急輸送車両確認申出書

署
取扱所属()
別記様式第3 (第6条関係)
課
隊

		年 月 日
東京都公安委員会 殿		
緊急通行車両確認申出書		
申出者 住所		
氏名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法 〔 〕 ・原子力災害法 〔 〕 ・国民保護措置法 〔 〕
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
備考		<input type="checkbox"/> 災害対策基本法用 <input type="checkbox"/> 原子力災害対策法用 <input type="checkbox"/> 国民保護措置法用

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

署
課)
隊

別記様式第6（第6条関係）

取扱所属（

年 月 日

東京都公安委員会 殿

緊急輸送車両確認申出書

申出者 住所

氏名

番号標に表示されている番号					
輸送人員又は品名					
		人	品名	〔 〕	
活動地域					
車両の使用者	住所	()		局	番
	氏名又は名称				
緊急連絡先	住所	()		局	番
	氏名又は名称				
備考					

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

資料 10 災害時に関する協定締結一覧

(令和 7 年 12 月 22 日現在)

【他区市町村等との協定】

1 震災時等の相互応援に関する協定（平成8年3月1日）

協定相手：東京都26市3町1村

平成8年3月1日に東京都27市3町1村で締結、田無市と保谷市合併により現在25市3町1村

2 （山梨県北杜市[旧高根町]との）災害相互応援協定（平成8年11月1日）

協定相手：山梨県北杜市

平成8年11月に姉妹都市である山梨県高根町と災害応援協定を締結、平成16年11月市町村合併により北杜市となり協定を継続

3 渋谷区及び羽村市災害時相互応援協定（平成13年7月31日）

協定相手：東京都渋谷区

4 羽村市及び太田市（旧新田町）災害時相互応援協定（平成15年7月30日）

協定相手：群馬県太田市

平成15年7月に群馬県新田町と災害相互応援協定を締結、平成17年3月28日市町村合併により太田市となり、協定を継続

5 平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定（平成16年5月1日）

協定相手：千葉県袖ヶ浦市、埼玉県鶴ヶ島市、大阪府阪南市、埼玉県日高市、奈良県香芝市

6 南足柄市及び羽村市災害時相互応援協定（平成17年8月2日）

協定相手：神奈川県南足柄市

7 羽村市及び清須市災害時相互応援協定（平成25年1月23日）

協定相手：愛知県清須市

8 羽村市及び真鶴町災害時相互応援協定（平成25年1月23日）

協定相手：神奈川県足柄下郡真鶴町

9 羽村市及び大山崎町災害時相互応援協定（平成25年1月23日）

協定相手：京都府乙訓郡大山崎町

10 羽村市及び忠岡町災害時相互応援協定（平成25年1月23日）

協定相手：大阪府泉北郡忠岡町

11 羽村市及び田尻町災害時相互応援協定（平成25年1月23日）

協定相手：大阪府泉南郡田尻町

12 羽村市及び播磨町災害時相互応援協定（平成25年1月23日）

協定相手：兵庫県加古郡播磨町

13 古河市・羽村市災害時相互応援協定（平成25年1月30日）

協定相手：茨城県古河市

14 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定（令和3年12月27日）

協定相手：東京都及び都内区市町村

15 災害時における相互応援に関する協定（令和6年12月1日）

協定相手：北海道芦別市、茨城県高萩市、東京都狛江市、山梨県上野原市、長野県小諸市、長野県茅野市、岐阜県瑞穂市、静岡県菊川市、鹿児島県枕崎市

【官公署等との協定】

- 1 非常通信の運用に関する協定（平成20年3月19日）
協定相手：福生消防署
- 2 災害時等における協力体制に関する協定（平成21年4月1日）
協定相手：羽村市社会福祉協議会
- 3 災害時の情報交換に関する協定（平成23年4月1日）
協定相手：国土交通省関東地方整備局
- 4 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（平成23年11月1日）
協定相手：東京都下水道局流域下水道本部
- 5 災害時における二次避難所施設利用に関する協定（平成24年6月20日）
協定相手：東京都立羽村特別支援学校
- 6 避難所施設利用に関する協定（平成24年8月7日）
協定相手：東京都立羽村高等学校
- 7 東京都水道局小作浄水場における応急給水活動に関する覚書（平成27年3月23日）
協定相手：東京都水道局
- 8 福生病院組合組織市町と福生病院組合の東京都区市町村災害医療コーディネーターの選出等に関する協定（平成27年4月1日）
協定相手：福生病院組合
- 9 災害時における避難所施設利用に関する協定（平成27年10月1日）
協定相手：西多摩衛生組合
- 10 災害時における罹災証明書の交付等に関する協定（令和7年3月18日）
協定相手：福生消防署

【消防相互応援協定】

- 1 東京消防庁と米空軍第374空輸団との消防相互応援協定（昭和51年1月20日）
- 2 福生消防署管内市町消防相互応援協定（平成13年6月15日）
協定相手：福生市、瑞穂町
- 3 消防相互応援協定（平成17年7月1日）
協定相手：青梅市、福生市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村

【民間団体等との協定】

- 1 災害時の医療救護活動についての協定（昭和52年7月12日）
協定相手：西多摩医師会
- 2 災害時の医療救護活動に関する協定（昭和56年8月・平成28年4月22日再締結）
協定相手：（一社）西多摩薬剤師会
- 3 災害時における応急対策業務に関する協定（昭和56年8月28日）
協定相手：羽村市指定上下水道工事店組合
- 4 災害時における応急対策業務に関する協定（昭和56年8月29日・令和4年2月4日再締結）
協定相手：羽村市建設防災協力会
- 5 災害時における食糧（給食等）調達に関する協力協定（昭和56年8月31日）
協定相手：市内米穀販売事業者と個別に協定
中村販売所、辻屋商店、(有)カナバ島田商店、東食糧、(有)秋山商店、大栄ストアー

- 6 災害時における燃料類調達に関する協力協定（昭和56年8月31日）**
協定相手：市内燃料販売事業者と個別に協定
（有）小作給油所、伊吹アポロ（株）
- 7 災害時における食糧（給食等）調達に関する協力協定（昭和56年8月31日）**
協定相手：市内青果販売事業者と個別に協定
新島魚店
- 8 災害時における物資調達に関する協力協定（昭和56年8月31日）**
協定相手：市内建築資材等販売事業者と個別に協定
（有）浜中建材店、（有）下田建材店
- 9 災害時における応急救護活動についての協定（平成8年3月1日）**
協定相手：（公社）東京都柔道整復師会西多摩支部
- 10 災害時における郵便局、羽村市の協力に関する覚書（平成9年12月18日）**
協定相手：羽村郵便局
- 11 災害時相互応援に関する協定（平成10年4月30日）**
協定相手：（公社）日本水道協会東京支部
- 12 災害時における緊急輸送業務に関する協定（平成11年8月18日）**
協定相手：赤帽首都圏軽自動車運送協同組合多摩支部
- 13 火災・防災等告知情報に関する覚書（平成17年1月31日）**
協定相手：多摩ケーブルネットワーク（株）
- 14 災害時における資機材等の提供に関する覚書（平成20年1月9日・令和4年2月4日再締結）**
協定相手：福生警察署、福生消防署、羽村市建設防災協力会
- 15 災害時における農産物等の供給及び農地の使用に関する協定（平成20年9月1日）**
協定相手：羽村市農業団体協議会
- 16 災害時における衛生活動に関する協定（平成21年7月17日）**
協定相手：東京都理容生活衛生同業組合西多摩支部
- 17 災害時における要援護高齢者の避難施設に関する協定（平成22年1月29日）**
協定相手：（社福）武尊会特別養護老人ホーム羽村園、（社福）園盛会特別養護老人ホーム多摩の里むさしの園、（社福）亀鶴会特別養護老人ホーム神明園、（医）真愛会介護老人保健施設あかしあの里、（医）真愛会グループホームときわ木の里
- 18 太陽光誘導標識灯設置に関する協定（平成23年12月2日）**
協定相手：（有）創造社
- 19 災害時応急活動等に関する協定（平成24年8月29日）**
協定相手：日野自動車（株）羽村工場
- 20 災害時における応援業務に関する協定（平成25年4月1日・平成29年12月4日再締結）**
協定相手：羽村市電気工事業組合
- 21 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（平成25年7月30日）**
協定相手：東日本電信電話（株）
- 22 災害時における応急対応業務に関する協定（平成27年4月1日）**
協定相手：水道機工（株）、（株）水機テクノス
- 23 防災・防犯情報広告に関する協定（平成28年3月17日）**
協定相手：東電タウンプランニング（株）
- 24 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（平成28年4月22日）**
協定相手：（株）メディセオ、（株）スズケン東京多摩営業部福生支店、東邦薬品（株）東京営業部多摩医専部八王子・羽村営業所、アルフレッサ（株）東京第二営業統括部東京多摩営業部青梅支店、酒井薬品（株）福生営業所

- 25 災害時における応急対策業務に関する協定（平成28年9月25日）
協定相手：東京土建一般労働組合西多摩支部
- 26 災害時等における応急対策業務に関する協定（平成29年12月4日）
協定相手：西多摩電設工業協同組合
- 27 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定（平成30年6月20日）
協定相手：株伊藤園
- 28 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（平成30年10月29日）
協定相手：東京都下水道局、多摩地域29市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合
- 29 災害時における宿泊施設の使用に関する協定（平成31年3月20日・令和5年1月13日再締結）
協定相手：ワタヤ商事株、株三松、株リブ・マックス
- 30 災害に係る情報発信等に関する協定（令和元年7月10日）
協定相手：ヤフー株
- 31 災害時における電気自動車からの電力供給に関する災害連携協定（令和元年8月19日）
協定相手：日産東京販売株、日産自動車株
- 32 災害時における段ボール製品の供給協力に関する協定（令和2年8月26日）
協定相手：多摩包装工業株
- 33 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（令和2年9月25日）
協定相手：東京電力パワーグリッド株
- 34 災害時における緊急物資輸送に関する協定（令和2年12月18日）
協定相手：三和運送有
- 35 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（令和3年3月15日）
協定相手：株ゼンリン
- 36 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（令和3年3月19日）
協定相手：東京都下水道局、多摩地域29市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部
- 37 災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定（令和3年5月20日）
協定相手：セツカートン株
- 38 災害時における資機材の調達に関する協定（令和3年10月22日）
協定相手：株木下商会
- 39 災害時等における車両の提供に関する協定（令和3年12月1日）
協定相手：総合観光バス株
- 40 災害時等における車両の提供に関する協定（令和3年12月24日・令和7年4月1日再締結）
協定相手：武州交通興業株
- 41 災害時におけるバス車両による緊急輸送に関する協定（令和4年3月9日）
協定相手：西東京バス株
- 42 災害時における避難所施設利用に関する協定（令和4年4月6日）
協定相手：立川国際カントリー倶楽部、あきる野市
- 43 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定（令和4年4月20日）
協定相手：佐川急便株
- 44 災害時における要援護知的障害者の避難施設に関する協定（令和4年5月10日）
協定相手：（社福）コロロ学舎五乃神学園
- 45 災害時における給電車両貸与に関する協定（令和4年11月29日）
協定相手：S & D多摩ホールディングス株、トヨタ S & D西東京株

- 46 災害時における自動車の貸与及び車避難者に対する駐車場施設の一時使用に関する協定**
(令和5年1月20日)
協定相手：(株)ホンダ東京西
- 47 災害廃棄物処理等に必要な資機材の提供に関する協定** (令和6年4月12日)
協定相手：(株)アクティオ、青梅市、福生市、瑞穂町、西多摩衛生組合
- 48 災害時におけるLPGガス等の供給に関する協定** (令和6年5月17日)
協定相手：(一社)東京都LPGガス協会西多摩支部羽村地区
- 49 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定** (令和6年8月1日)
協定相手：丸順商事(有)、(有)小作物産、栄晃産業(株)、(株)加藤商事西多摩支店
- 50 災害時における被災者支援に関する協定** (令和7年5月12日)
協定相手：東京都行政書士会多摩西部支部
- 51 災害時における飲料水等の供給に関する協定** (令和7年5月12日)
協定相手：(株)八洋
- 52 災害時における動物救護に関する協定** (令和7年11月6日)
協定相手：公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部
- 53 災害時における緊急輸送業務に関する協定** (令和7年11月13日)
協定相手：一般社団法人東京都トラック協会多摩支部
- 54 災害時における損害調査結果の提供及び利用に関する協定** (令和7年12月16日)
協定相手：三井住友海上火災保険(株)東京西支店

資料 11 羽村市防災行政無線配備一覧表（移動系・固定系）

(令和 7 年 9 月 1 日現在)

(1) 羽村市防災行政無線配備一覧表（移動系）

局種別	呼称名称	所属	局種別	呼称名称	所属
統制台	はむら 100	防災安全課	携帯	はむら 511	消防団 第 1 分団 携帯①
統制リモコン	はむら 102	災害対策本部（201 会議室）	車携帯	はむら 512	消防団 第 1 分団 車両
統制リモコン	はむら 103	土木課	携帯	はむら 513	消防団 第 1 分団 携帯②
統制リモコン	はむら 104	庁舎管理員室	携帯	はむら 521	消防団 第 2 分団 携帯①
車携帯	はむら 201	防災安全課（消防団指令車）	車携帯	はむら 522	消防団 第 2 分団 車両
車携帯	はむら 202	土木課①	携帯	はむら 523	消防団 第 2 分団 携帯②
車携帯	はむら 203	土木課②	携帯	はむら 531	消防団 第 3 分団 携帯①
車携帯	はむら 204	土木課③	車携帯	はむら 532	消防団 第 3 分団 車両
車携帯	はむら 205	水道事務所（下水道）	携帯	はむら 533	消防団 第 3 分団 携帯②
車携帯	はむら 206	防災安全課（交通パトロール）	携帯	はむら 541	消防団 第 4 分団 携帯①
携帯	はむら 301	防災安全課 携帯①	車携帯	はむら 542	消防団 第 4 分団 車両
携帯	はむら 302	防災安全課 携帯②	携帯	はむら 543	消防団 第 4 分団 携帯②
携帯	はむら 303	防災安全課 携帯③	携帯	はむら 551	消防団 第 5 分団 携帯①
携帯	はむら 304	防災安全課 携帯④	車携帯	はむら 552	消防団 第 5 分団 車両
携帯	はむら 305	防災安全課 携帯⑤	携帯	はむら 553	消防団 第 5 分団 携帯②
			携帯	はむら 561	消防団 第 6 分団 携帯①
携帯	はむら 307	防災安全課 携帯⑥	車携帯	はむら 562	消防団 第 6 分団 車両
携帯	はむら 308	建築課 携帯	携帯	はむら 563	消防団 第 6 分団 携帯②
携帯	はむら 309	土木課 携帯	半固定	はむら 701	羽村東小学校
携帯	はむら 310	水道事務所（下水道） 携帯	半固定	はむら 702	羽村西小学校
携帯	はむら 311	市長	半固定	はむら 703	富士見小学校
携帯	はむら 312	副市長	半固定	はむら 704	栄小学校
携帯	はむら 313	教育長	半固定	はむら 705	松林小学校
携帯	はむら 401	水道事務所 携帯	半固定	はむら 706	小作台小学校
車携帯	はむら 402	水道事務所①	半固定	はむら 707	武藏野小学校
車携帯	はむら 403	水道事務所②	半固定	はむら 708	羽村第一中学校
携帯	はむら 501	消防団 正・副団長 携帯①	半固定	はむら 709	羽村第二中学校
携帯	はむら 502	消防団 正・副団長 携帯②	半固定	はむら 710	羽村第三中学校
携帯	はむら 503	消防団 正・副団長 携帯③	携帯	はむら 801	羽村駅前交番
携帯	はむら 504	消防団 正・副団長 携帯④	携帯	はむら 802	福生消防署羽村出張所

(2) 羽村市防災行政無線配備一覧表（固定系）

No.	受信所名	設置場所	No.	受信所名	設置場所
1	けやき児童公園	小作台 2-14	27	さくら児童公園	小作台 5-14
2	小作本町会館	羽西 3-5-17	28	羽ヶ上公園	羽加美 1-14
3	まつぼっくり保育園	羽西 1-7-3	29	青梅、羽村地区工業用水企業団配水場	羽加美 4-16-26
4	もみじ児童公園	小作台 1-14-7	30	かめのこ児童公園	緑ヶ丘 2-15
5	武蔵野公園	栄町 2-5	31	緑ヶ丘三町会館	緑ヶ丘 3-13-2
6	さくら保育園	羽加美 2-16-1	32	松原児童公園	神明台 3-11
7	羽村西小学校	羽加美 4-2-9	33	あおぞら保育園	神明台 1-3-9
8	玉川神社	羽中 4-1-16	34	神明台三丁目メゾンドールカヤⅡ	神明台 3-1-10
9	なかよし児童遊園	羽中 2-2785-3	35	双葉町東公園	双葉町 3-1161-30
10	富士見公園	緑ヶ丘 4-11	36	神明台工業団地	神明台 4-9-8
11	生涯学習センターゆとろぎ	緑ヶ丘 1-11-5	37	東会館	羽東 3-11-32
12	消防団第4分団車庫	羽東 3-4-32	38	清流会館	羽 741-1
13	本町会館	羽東 1-18-5	39	川崎公園	川崎 2-6
14	こんぴら山児童公園	五ノ神 2-7	40	羽村市役所	緑ヶ丘 5-2-1
15	羽村第二中学校	富士見平 1-16	41	小作台小学校	小作台 4-13-1
16	松林小学校	羽 4122-2	42	さかえ幼稚園	栄町 1-7-3
17	あおぞら児童遊園	双葉町 2-1205-19	43	コスモス児童公園	羽加美 3-1421-38
18	あさひ公園	神明台 3-31	44	羽加美団地	羽加美 1-1-4
19	水木公園	神明台 2-7-1	45	スポーツセンター	羽加美 1-29-5
20	神明児童公園	神明台 1-16-7	46	栄小学校	栄町 2-17
21	羽村東小学校	羽東 2-18-1	47	旭ヶ丘公園	羽東 1-2880
22	川崎会館	川崎 3-7-13	48	太陽の子保育園	五ノ神 3-15-7
23	玉川団地	玉川 2-9-4	49	多摩の里むさしの園	五ノ神 362
24	清流地区備蓄倉庫前	羽 741-37	50	水木公園緑地帯	神明台 2-1-4
25	中央児童館	羽中 3-6-19	51	羽村・瑞穂地区学校給食センター	神明台 4-2-19
26	くすのき児童公園	小作台 3-11	52	玉川南公園	玉川 2-1-44

(3) 東京都防災行政無線

シス テ ム	シス テ ム 内 容	設 置 場 所
デー タ 端 末 (災害情報システム)	地震、気象情報等検索 被害状況の入力(東京都への被害状況報告)	防災安全課
画 像 端 末	東京都及び区市町村とのTV画像(準動画)による通信	防災安全課
防 災 無 線 電 話	東京都及び区市町村との無線電話による通信	防災安全課 庁舎管理員室
防 災 無 線 FAX	東京都及び区市町村との無線FAX送受信	防災安全課

資料 12 罹災証明書の様式

罹 灾 証 明 願

年 月 日

羽村市長 様

住 所

氏 名

電話番号

次の事項に係る罹災状況について証明願います。

◎太枠部分をご記入ください。

罹 灾 者 氏 名	フリガナ	
罹 灾 原 因		
罹 灾 場 所 等	羽村市	
	<input type="checkbox"/> 持 家	<input type="checkbox"/> 住 宅
	<input type="checkbox"/> 借 家	<input type="checkbox"/> 非住宅
	(罹災家屋の所有者を記載してください) (含. 動産)	

罹 灾 状 況	<input type="checkbox"/> 全 壊	<input type="checkbox"/> 半 壊	<input type="checkbox"/> 一部破損
	<input type="checkbox"/> 床上浸水	<input type="checkbox"/> 床下浸水	
	<input type="checkbox"/> その他		

申請のあったことについて、上記のとおり罹災したことを証明します。

年 月 日

羽村市長

印

(注) 以下は、「被災者生活再建支援システム」による証明書の様式

罹 災 証 明 書

No.

令和 年 月 日

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項①	被災者区分 :					
	世帯構成員 :					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	による
被災住家 *の所在地	
住家 *の被害の程度	
追加記載事項②	被災物件種別:

*住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の修理等の対象となる住家)

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

羽村市長

印

資料 13 応急仮設住宅の帳票

応急仮設住宅入居記録簿

(市民用)

羽村市

番号	入居年月日	入居場所	氏名 生年月日	現住所	男女別	世帯主と の続柄	職業 在学年	摘要
1					男・女			
2					男・女			
3					男・女			
					男・女			

応急仮設住宅入居記録簿

(市外居住者用)

羽村市

番号	入居年月日	入居場所	氏名 生年月日	現住所	男女別	職業及び 勤務先	摘要
1					男・女		1 業務 2 旅行 3 その他
2					男・女		1 業務 2 旅行 3 その他
3					男・女		1 業務 2 旅行 3 その他
					男・女		1 業務 2 旅行 3 その他

資料 14 義援金品の受領書

義 援 金 品 領 収 書

No. _____

金 額 ¥ _____

以上のとおり受領いたしました。
ご厚意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

羽村市災害対策本部長

羽村市長

印

資料 15 災害弔慰金等の支給

1. 根拠法令

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）

2. 実施主体

羽村市（羽村市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給）

3. 対象となる災害

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害

4. 支給対象者

（災害弔慰金）

死亡者の配偶者（以下優先順位の順）

〃 子

〃 父母

〃 孫

〃 祖父母

上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）

（災害障害見舞金）

災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害がある者

5. 支給額

（災害弔慰金）

死者 1 人につき主たる生計者の場合 500 万円、それ以外の場合 250 万円

（災害障害見舞金）

障害者 1 人につき主たる生計者の場合 250 万円、それ以外の場合 125 万円

※ その他詳細は、羽村市災害弔慰金の支給等に関する条例による。

資料 16 災害援護資金の貸付

1. 根拠法令

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）

2. 実施主体

羽村市（羽村市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付け）

3. 貸付対象

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 3 条に掲げる災害により災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主
所得が災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するもの

4. 災害援護資金の限度額

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）
があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - イ 住居が半壊した場合 270 万円
 - ウ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円
 - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350 万円
- (3) 同項第 1 号のウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

5. 償還期間・年率

災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 7 条第 2 項括弧書きの場合は 5 年）とする。

災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。

※ その他詳細は、羽村市災害弔慰金の支給等に関する条例による。

資料 17 生活福祉資金の貸付

1. 根拠法令

「生活福祉資金貸付制度要綱」(平成 21 年 7 月 28 日 厚生労働省発社援 0728 第 9 号)

2. 実施主体

東京都社会福祉協議会（東京都福祉局）

（窓口）羽村市社会福祉協議会

3. 貸付対象

低所得世帯等のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

4. 貸付金額

（福祉資金－福祉費）

1 世帯 150 万円以内

（福祉資金－緊急小口資金）

1 世帯 10 万円以内

5. 貸付条件

（福祉資金－福祉費）

（1）措置期間 貸付の日から 6 か月以内

（2）償還期間 措置期間経過後 7 年以内

（3）貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子

連帯保証人を立てない場合：年 1.5%（措置期間中は無利子）

（4）連帯保証人 原則必要

（5）償還方法 月賦

（6）申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、羽村市社会福祉協議会に申し込む。

（福祉資金－緊急小口資金）

（1）据置期間 貸付の日から 2 ヶ月以内

（2）償還期間 据置期間経過後 12 ヶ月以内

（3）貸付利率 無利子

（4）連帯保証人 不要

（5）償還方法 月賦

（6）申込方法 官公署の発行する被災証明書を添付して、区市町村社会福祉協議会に申し込む。

資料 18 被災者生活再建支援金の支給

1. 根拠法令

被災者生活再建支援法

2. 実施主体

東京都福祉局（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については羽村市が行う。）

3. 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (4) (1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
- (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
- (6) (1)もしくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る。）

4. 制度の対象となる被災世帯

3の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- (5) 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

5. 支援金の支給額

支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。

(※ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 4 (1) に該当	解体 4 (2) に該当	長期避難 4 (3) に該当	大規模半壊 4 (4) に該当	中規模半壊 4 (5) に該当
支 給 額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	—

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支 給 額	全壊・大規模半壊	200 万円	100 万円	50 万円
	中規模半壊	100 万円	50 万円	25 万円

※ 一旦住宅を賃借した場合、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

資料 19 中小企業への融資

1. 災害復旧資金融資（災） 実施機関：東京都産業労働局

- (1) 資金使途 運転資金、設備資金
- (2) 対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの
- (3) 対象災害 次の(1)又は(2)に該当するもののうち知事が指定するもの
 ① 災害救助法の適用があった災害
 ② (1)のほか特に知事が必要と認めたもの
- (4) 限度額 8,000 万円
- (5) 利率 固定・年 1.7%以内（令和 4 年 4 月 1 日現在）
- (6) 期間 運転資金、設備資金 10 年以内
- (7) 保証人 要する。法人は代表者個人、組合は代表理事
- (8) 担保 原則として無担保とし、信用保証合計残高が 8,000 万円を超える場合は、必要に応じ担保を要する。
- (9) 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
- (10) 信用保証料 保証協会の定めるところによる。ただし、都が全額補助する。
- (11) 返済方法 分割返済（元金据置期間は 1 年以内）

2. 経営安定融資（経営セーフ） 実施機関：東京都産業労働局

- (1) 資金使途 運転資金、設備資金
- (2) 対象企業 都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合
- (3) 限度額 2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
- (4) 利率 融資期間に応じて固定・年 1.7%以内～2.2%以内（令和 4 年 4 月 1 日現在）
- (5) 期間 運転資金、設備資金 10 年以内
- (6) 保証人 要する。法人は代表者個人、組合は代表理事
- (7) 担保 原則として、信用保証合計残高が 8,000 万円以下の場合は不要
- (8) 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。
- (9) 信用保証料 保証協会の定めるところによる。なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の 2 分の 1 を補助する。
- (10) 返済方法 分割返済（元金据置期間は 2 年以内）

3. 災害復旧貸付

実施機関：中小企業金融公庫

- (1) 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
- (2) 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を被った中小企業者
- (3) 限度額 (直接貸付) 既往債務残高にかかわらず 1 億 5,000 万円
(代理貸付) 既往残高にかかわらず直接貸付の範囲内で 7,500 万円
- (4) 利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。）
- (5) 期間 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）
- (6) 保証人・担保 原則として必要。ただし、直接貸付において 3,000 万円を限度として担保の徴求の一部免除が受けられるなどの特例を設けている。
- (7) 返済方法 分割返済

4. 災害貸付

実施機関：日本政策金融公庫

- (1) 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金
- (2) 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた指定被災地内で事業を営む方で、直接に被害を受け、区市町村長などからその旨の証明を受けた方（直接被害者）及び災害によって売上の減少、売掛債権の固定化などの間接的な被害を受けた方（間接被害者）
- (3) 限度額 各貸付ごとの融資限度額に、1 災害あたり 3,000 万円を加えた額（特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。）
- (4) 利率 各貸付ごとの利率（特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定める。）
- (5) 期間 10 年以内（うち据置期間 2 年以内）
- (6) 保証人・担保 必要に応じて
- (7) 返済方法 割賦払（毎月、半年払など）又は一時払

5. 災害復旧貸付

実施機関：商工組合中央金庫

- (1) 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金
- (2) 対象企業 金庫が当貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者
- (3) 限度額 特に定めず
- (4) 利率 所定利率
- (5) 期間 設備資金 20 年以内（うち措置期間 3 年以内）
運転資金 10 年以内（うち据置期間 3 年以内）
- (6) 保証人・担保 必要に応じて提供
- (7) 返済方法 分割返済

資料 20 農業関係者への融資

1. 株式会社日本政策金融公庫による融資

(令和 4 年 7 月 19 日現在)

【農業関係資金】

農業基盤整備資金

(1) 融資対象となる事業	農地もしくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧
(2) 貸付の相手方	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等
(3) 利率（年利）	災害 0.25%～0.60%
(4) 償還期間	25 年以内
(5) 償還期間のうち据置期間	10 年以内

農林漁業施設資金

(1) 融資対象となる事業	〈災害復旧〉農業施設等の復旧、果樹の改植又は補植
(2) 貸付の相手方	農業を営む者
(3) 利率（年利）	災害 0.25%～0.60%
(4) 償還期間	15 年以内（果樹の改植又は補植は 25 年以内）
(5) 償還期間のうち据置期間	3 年以内（果樹の改植又は補植は 10 年以内）

【共通】

農林漁業セーフティネット資金

(1) 融資対象となる事業	災害により被害を受けた経営再建に必要な資金（原則として天災）
(2) 貸付の相手方	農林漁業者
(3) 利率（年利）	災害 0.25%～0.55%
(4) 償還期間	15 年以内
(5) 償還期間のうち据置期間	3 年以内

農林漁業施設資金 実施機関：日本政策金融公庫

(1) 融資対象となる事業	〈共同利用施設〉農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の復旧
(2) 貸付の相手方	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、森林組合・同連合会、一定の条件を満たす中小企業等協同組合、5割法人・団体、農林漁業振興法人、農業共済組合・同連合会
(3) 利率（年利）	災害 0.25%～0.60%
(4) 償還期間	20 年以内
(5) 償還期間のうち据置期間	3 年以内

(申し込み方法) 株式会社日本政策金融公庫に直接申し込むか、あるいは、農協・同連合会・農林中金等を通じて行うことができる。

(貸付限度) 原則として 8 割で、額は各資金によって異なる。

※ 林業関係、漁業関係の融資については記載省略

2. 経営資金等の融通（貸付主体は金融機関。都が利子補給する。）

【天災資金（一般及び激甚）】

(融資条件)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、償還期間等の特例を受けることができる。

・経営資金

(1) 融資対象となる事業	種苗、肥料、漁業用燃油等の購入等
(2) 貸付の相手方	被害農林漁業者
(3) 利率（年利）	特別被害者 ※1 3.0%以内 3割被害者 ※2 5.5%以内 その他 6.5%以内 (注) 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。
(4) 債還期間	3年以内～6年以内 激甚災害の場合は4年以内～7年以内
(5) 貸付限度	個人は200万円以内（政令で定める資金500万円以内） なお、激甚災害の場合は、250万円以内（政令で定める資金600万円以内） 法人は2,000万円以内（政令で定める資金2,500万円以内）

※1 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%（開拓者は30%）以上の損失がある者または50%（開拓者は40%）以上の樹木損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者または70%以上の施設損失額のある者をいう。

※2 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。

・事業資金

(1) 融資対象となる事業	天災により災害を受けたため必要となった事業運営資金
(2) 貸付の相手方	被害組合及び連合会
(3) 利率（年利）	6.5%以内 (注) 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。
(4) 債還期間	3年以内
(5) 貸付限度	組合は2,500万円以内、連合会は5,000万円以内 なお、激甚災害の場合は、組合は5,000万円以内、連合会7,500万円以内

(注) ○ 一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。

○ 既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金等）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

資料 21 災害報告の様式（東京都の様式に準拠）

No.1 被害概況速報

地区名								
災 害 の 種 類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報 告 の 時 限								
報 告 責 任 者								
人 的 被 害	死 者							
	行方不明者							
	重 傷 者							
	軽 傷 者							
	計							
道 路 の 被 害	道路損壊	箇所	河 川 の 被 害	河川決壊	箇所	その 他 被 害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

No.2 被害状況調

区市町村名

被害の状況		地区名	地区	地区	地区	地区	計
人的被害	死 者						
	行 方 不 明						
	負 傷	重 傷					
		輕 傷					
		小 計					
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失					
		半壊又は半焼					
		一部破損					
		床上浸水					
		床下浸水					
	世帯及び人員	全壊・全焼 又は流失	世帯				
			人員				
		半壊又は半焼	世帯				
			人員				
		一部破損	世帯				
			人員				
		床上浸水	世帯				
			人員				
		床下浸水	世帯				
			人員				
災害発生年月日			年	月	日		

No.3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

区市町村名

世帯構成員別 被害別	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

No.4 災害救助費概算額調

項目別区分				員数	単価	金額	備考		
I 救助業務に要した経費					円	円			
1 救助費									
(1) 避難所設置費	避 難 所			延人					
	福祉避難所			延人					
	ホテル・旅館など			延人					
	計			延人					
(2) 応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅			戸					
	賃貸型応急住宅			戸					
	応急修理期間における応急仮設住宅の使用			戸					
	計			戸					
(3)	炊出しその他による食品給与費			延人					
(4)	飲料水供給費								
(5) 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与費	全壊(焼)流出			世帯					
	半壊(焼)・床上浸水			世帯					
	計			世帯					
(6) 医療及び助産費	医療			延人					
	助産			延人					
	計			延人					
(7)	被災者者の救出費			人					
(8) 住宅の応急修理費	大規模半壊・半壊以上			世帯					
	準半壊			世帯					
	計			世帯					
(9)	生業に必要な資金の貸与費			世帯					
(10) 学用品の給与	小学校児童	教科書		人					
		文房具等		人					
	中学校生徒	教科書		人					
		文房具等		人					
	高等学校等生徒	教科書		人					
		文房具等		人					
	計			人					
(11) 埋葬費	大			体					
	小			体					
	計			体					
(12)	死体の搜索費			体					
(13) 死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等			体					
	一時保存			体					
	検案			体					
	計			体					
(14)	障害物の除去費			世帯					
(15)	輸送費								
(16)	賃金職員等雇上費								
2 実費	弁償			人					
3 扶助	金			件					
4 損失補償				件					
5 法第19条の補償									
II 救助事務に要した経費									
1 都道府県事務費									
2 市町村事務費									
3 法第20条第1項の求償に係る事務費									
4 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費									
(合計)									

別表 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊(焼)流出											世帯	円	円	円
半壊(焼)床上浸水														

資料 22 日毎の記録を整理するために必要な書類（東京都の様式に準拠）

No.1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救助の実施記録日計票																		
救助の種類	避 難 所	炊 出 し 等	飲 料 水	生活必需品														
	医 療 救 護	助 産	仮 設 住 宅	住 宅 修 理														
	救 護 班	学 用 品 等	死 体 搜 索	死 体 处 理														
	本 部 班	死 体 埋 葬	障 害 物 除 去	輸 送														
	労 務 供 給																	
区市町村 _____																		
責任者氏名 _____ 印 _____																		
N.O. _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 _____																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">員 数 (世 帯)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>品 目 (数 量 ・ 金 額)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受 入 先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>払 出 先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>方 法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記 事</td> <td></td> </tr> </table>					員 数 (世 帯)		品 目 (数 量 ・ 金 額)		受 入 先		払 出 先		場 所		方 法		記 事	
員 数 (世 帯)																		
品 目 (数 量 ・ 金 額)																		
受 入 先																		
払 出 先																		
場 所																		
方 法																		
記 事																		

救助総括様式 No.2 救助日報

報告機関			受信機関				
送信者			受信者				
報告期限	年月日 時現在		受信時間	年月日 時現在			
避難場所開設	開設期間	開設日時	日時	被服寝具生活必需品給与 本日支給	都より受入又は前日よりの繰越量	点	
		閉鎖予定日	月日		全壊(焼)世帯数	()世帯	
	既存建物	箇所数	箇所		流失世帯数	点	
		収容人員	人		半壊半焼世帯数	()世帯	
	野外仮設	箇所数	箇所		床上浸水世帯数	点	
		収容人員	人		翌日への繰越量	点	
炊出し	炊出期間	開始月日	月日	医療・助産救助 医療班 医療機関	医療班出動数	ヶ班	
		終了予定日	月日		救助地区		
	炊出し箇所数		箇所		診察者数	人	
	救出人員	朝	人		医療	人	
		昼	人		助産	人	
		夜	人				
		計	人				
	供給人員		人		施設数	ヶ所	
	供給水量		ℓ		診察人員	人	
	給水期間	開始月日	月日		助産	施設数	ヶ所
		終了予定日	月日				
	給水方法				救助終了予定月日	月日	
			救出地区				
			救出した人員	人			
			今後救出を要する人員	人			
			救出終了予定月日	月日			
			救出の方法				

学 用 品 支 給	都より受入又は前日よりの繰越量		点	死 体 の 処理	死 亡 原 因 别 人 員		体		
	全壊(焼)世帯		()人点		死 体 洗 净		体		
	半壊(焼)世帯 床上浸水世帯		()人点		死 体 縫 合		体		
	全壊(焼)世帯		()人点		死 体 消 毒		体		
	半壊(焼)世帯 床上浸水世帯		()人点		死体保存	既存建物利用	ヶ所		
	全壊(焼)世帯		()人点			仮設建物	ヶ所		
	半壊(焼)世帯 床上浸水世帯		()人点	死 体 处 理 機 関					
埋 葬	翌日への繰越量		点	今後処理を要する死体					
	前日までの埋葬		体	死体処理終了予定月日		月 日			
	本日埋葬	大 人	体	障害物の除去	要障害物除去戸数		戸		
		小 人	体		本日除去した戸数 (計戸)		戸		
		計	体		今後除去する戸数		戸		
	翌日以降の要埋葬数		体		除去終了予定月日		月 日		
	埋葬終了予定月日		月 日		公用車使用		台		
死 体 の 搜 索	搜索地区				借上車使用		台		
	死 体	搜索を要する死体		体	救助の種類				
		本日発見死体							
		今後要搜索死体							
	搜索方法					人夫雇上げ数			
	搜索終了予定月日			人 夫	従事作業				
					その他				
住宅修理	着工月日		戸 月 日						
	竣工月日		戸 月 日	備 考					
	着工月日		戸 月 日						
	竣工月日		戸 月 日						

No.3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項目	救助措置				援助費(千円)		
福祉局	避難所	力所・人						
住宅政策本部	応急仮設住宅	戸						
福祉局	炊出し	力所・人						
水道局	飲料水	人						
福祉局	被服寝具等	全壊・流失 世帯				半壊・床上 世帯		
保健医療局	医療	救護班 班		病院診療所 力所		診察人員 人		
	助産	力所・人						
総務局	救出	人						
住宅政策本部	住宅の修理	戸						
教育庁	学用品	教科書	小学生 人	学用品	小学生 人			
			中学生 人		中学生 人			
建設局	埋葬	大人 体				小人 体		
総務局	死体搜索							
保健医療局	死体の処理	洗净 体		消毒 体		保存 体		
建設局	障害物の除去	検案 体				戸		
各局	輸送	人						
	人夫							
	法第19条の補償							
	事務費							

(注) 報告主管局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

資料 23 災害救助法による災害救助基準

(令和 6 年 11 月 1 日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けたるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 360 円 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 360 円 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 7,089,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p> <p>○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	災害発生の日から 20 日以内着工 灾害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,883,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
炊出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,390 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班… 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊娠等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住宅の被害が拡大するおそれがある者	合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う緊急の修理のための支出 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり、3,700円以内 (一時保存) ○既存建物借上費:通常の実費 ○既存建物以外:1 体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	<p>災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行ふのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 24 激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準)</p> <p>公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入×0.5%</p> <p>(B基準)</p> <p>公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入×0.2%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の標準税収入×25%</p> <p>(2) 一の都道府県内の市町村の査定見込総額>当該都道府県内の全市町村の当該年度の標準税収入総額×5%</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準)</p> <p>農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準)</p> <p>農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>全国農業所得推計額×15%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の農業所得推定額×4%</p> <p>(2) 一の都道府県内の査定見込額>10億円</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。</p> <p>(1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>(2) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮する。</p> <p>(A基準)</p> <p>農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>(B基準)</p> <p>農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定期基準
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準)</p> <p>林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×5%</p> <p>(B基準)</p> <p>林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5%かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60%</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×1%</p>
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害 関係保証の特例 小規模企業者等 設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準)</p> <p>中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>(B基準)</p> <p>中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>または、</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定期基準
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準)</p> <p>被災地全域滅失戸数$\geq 4,000$戸 (B基準)</p> <p>次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの</p> <p>(1) 被災地全域滅失戸数$\geq 2,000$戸 かつ、一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 200戸または住宅戸数の10%以上</p> <p>(2) 被災地全域滅失戸数$\geq 1,200$戸 かつ、一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 400戸または住宅戸数20%以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害者の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等	第2章(第3条及び第4条)または第5条の措置が適用される場合
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害に実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

資料 25 局地激甚災害指定基準

激甚災害法適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村</p> <p>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村</p> <p>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%+ (当該市町村の標準税収入-50億円) ×60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業額を合算した額が概ね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被災箇所の数が概ね十未満のものを除く。）</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額が概ね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数が概ね十未満のものを除く。）</p>

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定期基準
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの）>当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね0.05%未満のものを除く。）</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあっては、要復旧見込面積>300ha または</p> <p>(2) その他の災害にあっては、 要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25%</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円のものを除く。）
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	ただし、当該被害額を合算した額が概ね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

図1 洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ

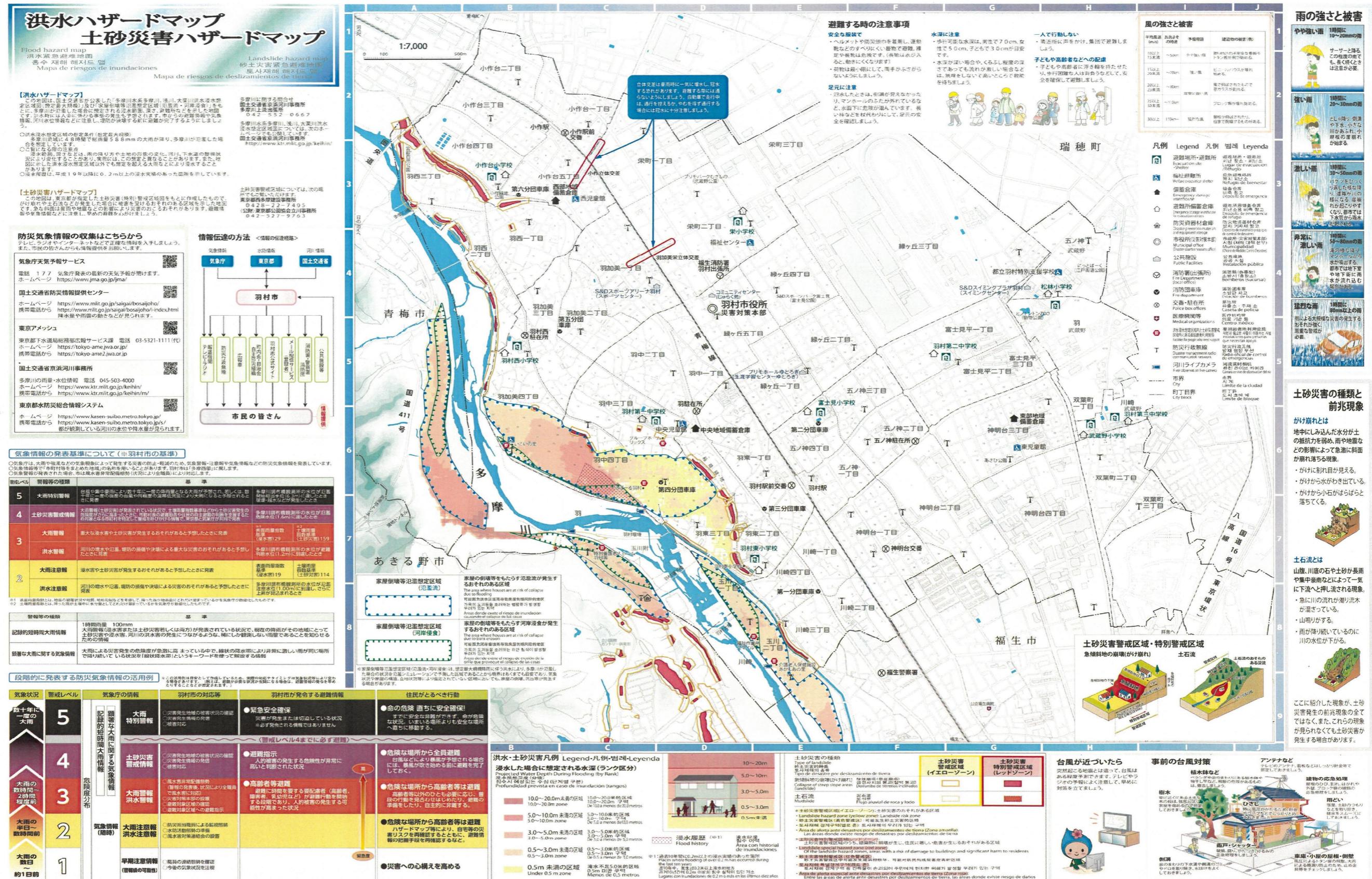


図2 緊急輸送道路及び復旧優先道路図

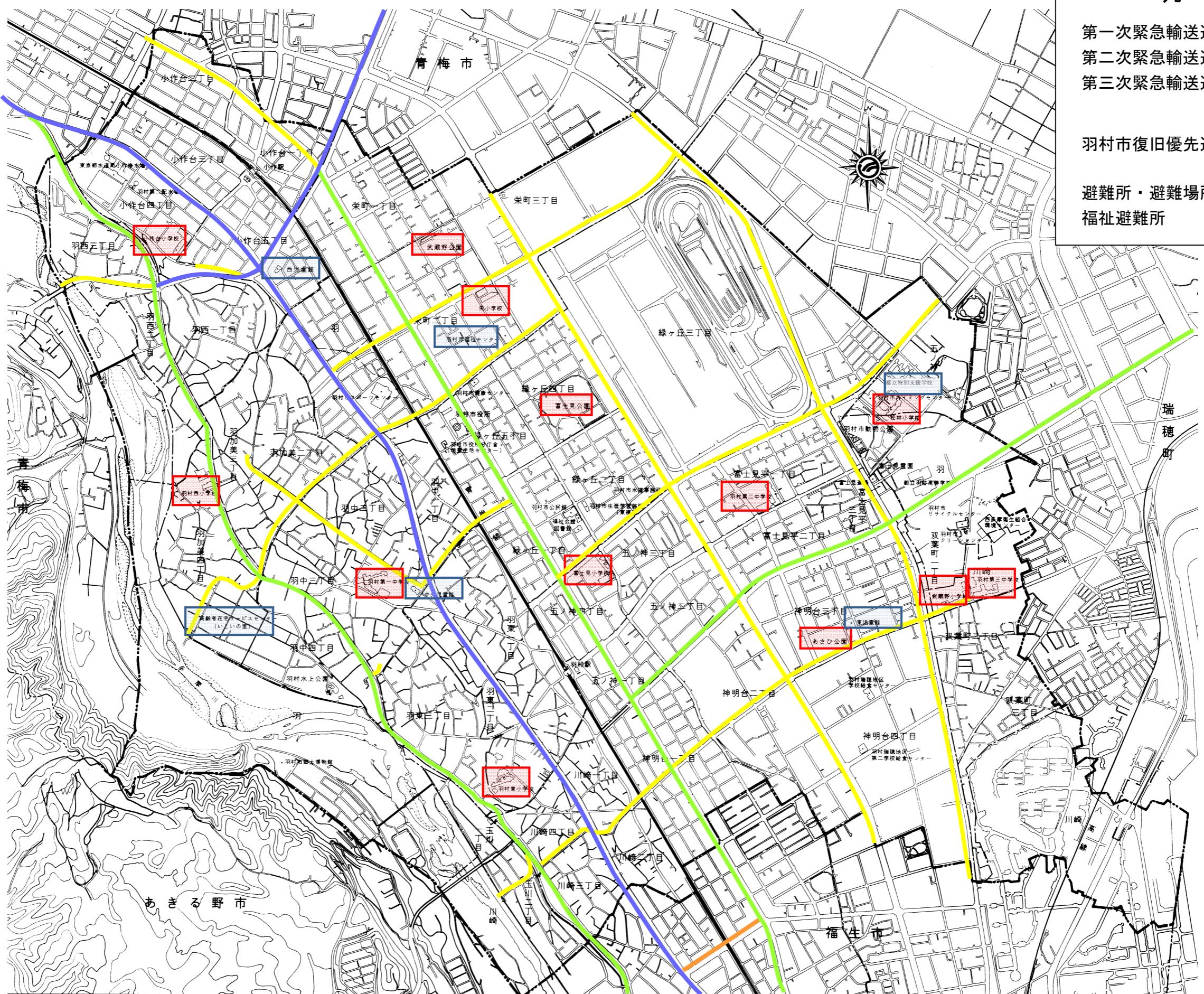


図3 羽村市風水害タイムライン

時 間 (目安)	タイムライン ステージ 【警戒レベル】	現 象	態 勢	対 応	対応者 (発令者)	対 応 チエック	判断基準									
							気象情報					河川情報			土砂災害情報	
							台風情報	大雨情報 (浸水害)	大雨情報 (土砂災害)	洪水情報	強風	多摩川 洪水予報	多摩川水位 (調布橋)	多摩川 危険度分布	土砂災害 警戒情報	警判定 メッシュ
72 時前～ 24 時間前	ステージ1 【警戒レベル1】	台風接近のおそれ	風水害対策連絡会 (初期段階)	風水害対策連絡会開催	防災安全課	<input type="checkbox"/>	早期 気象情報									
				集水ますなどの現地確認(清掃)／土のう確認(準備)	土木課	<input type="checkbox"/>										
				風水害対策連絡会開催判断	市長	<input type="checkbox"/>										
				風水害対策連絡会開催	風水害対策連絡会	<input type="checkbox"/>										
				・気象情報及び対応内容の情報共有	風水害対策連絡会	<input type="checkbox"/>										
				・各公共施設の対応(注意喚起・休館などの検討)	各部長	<input type="checkbox"/>										
				・学校などの対応(休校など検討)	生涯学習部／子ども家庭部	<input type="checkbox"/>										
				・行事の対応(行事中止などの検討)	各部長	<input type="checkbox"/>										
				・自主避難所開設判断	風水害対策連絡会	<input type="checkbox"/>										
				・今後の災害体制確認(参考の可能性がある職員の連絡体制確認)	風水害対策連絡会／各部長	<input type="checkbox"/>										
				自主避難所開設準備(場所確保・支援物資用意)	防災安全課	<input type="checkbox"/>										
				市民へ気象注意情報の発信	防災安全課	<input type="checkbox"/>										
				市民へ対応内容の情報発信(事業・施設の状況及び自主避難所開設など)	各部長	<input type="checkbox"/>										
				情報収集態勢職員の事前配備	担当部長	<input type="checkbox"/>										
24 時前～ 12 時間前	ステージ2 【警戒レベル2】	暴風・大雨のおそれ (注意報発表)	風水害対策連絡会 (初期段階)	情報収集態勢に移行(注意報発表時に自動的に移行)	風水害対策連絡会	<input type="checkbox"/>	注意報	注意報	注意報	注意報	注意報					
				情報収集態勢職員招集	風水害対策連絡会	<input type="checkbox"/>										
				監視・警戒及び災害対応(市内巡回)	まちづくり部・上下水道部	<input type="checkbox"/>										
				気象情報・河川情報・被害情報収集	防災安全課	<input type="checkbox"/>										
				消防団(自宅待機)	防災安全課→団長→団員	<input type="checkbox"/>										
				監視・警戒及び災害対応(市内巡回)	まちづくり部・上下水道部	<input type="checkbox"/>										
				気象情報・河川情報・被害情報収集	総務部／防災安全課	<input type="checkbox"/>										
	ステージ3 【警戒レベル2】	警報など発表	風水害対策連絡会 (警報発令時態勢)	市民への情報発信(警報情報・市の対応など)	防災安全課／各部長	<input type="checkbox"/>	警報	警報	警報	警報	警報					
				自主避難所開設準備(場所確保・支援物資用意)	防災安全課	<input type="checkbox"/>										
				風水害対策連絡会開催※ステージ1の対応内容を含む	風水害対策連絡会	<input type="checkbox"/>										
				・警戒配備態勢移行判断	風水害対策連絡会	<input type="checkbox"/>									水防団待機 水位(0.2m)	
12 時間前	ステージ4 【警戒レベル2】	災害のおそれ (洪水・土砂・強風の灾害可能性あり)	風水害対策連絡会 (警戒配備態勢)	警戒配備態勢配備に移行	風水害対策連絡会	<input type="checkbox"/>	警報	警報	警報	警報	警報					
				配備職員招集(警戒配備態勢職員)	風水害対策連絡会	<input type="checkbox"/>										
				消防団出動(車庫待機)	風水害対策連絡会	<input type="checkbox"/>										
				監視・警戒・広報及び災害対応(市内巡回)	まちづくり部・上下水道部・消防団	<input type="checkbox"/>										
				気象情報・河川情報・被害情報収集	防災安全課	<input type="checkbox"/>										
				市民への情報発信(気象情報・市の対応など)	防災安全課／各部長	<input type="checkbox"/>										
				行政連絡員(町内会長)へ情報提供	地域振興課	<input type="checkbox"/>										
				要配慮者利用施設などへの注意喚起(情報確認)	福祉健康部	<input type="checkbox"/>										
				自主避難所開設・運営	市民部	<input type="checkbox"/>										
				風水害対策連絡会開催※ステージ1の対応内容を含む	風水害対策連絡会	<input type="checkbox"/>									氾濫注意 水位(1.0m)	
				・災害対策本部設置(移行)判断	風水害対策連絡会	<input type="checkbox"/>										

図4 市道除雪等対応図

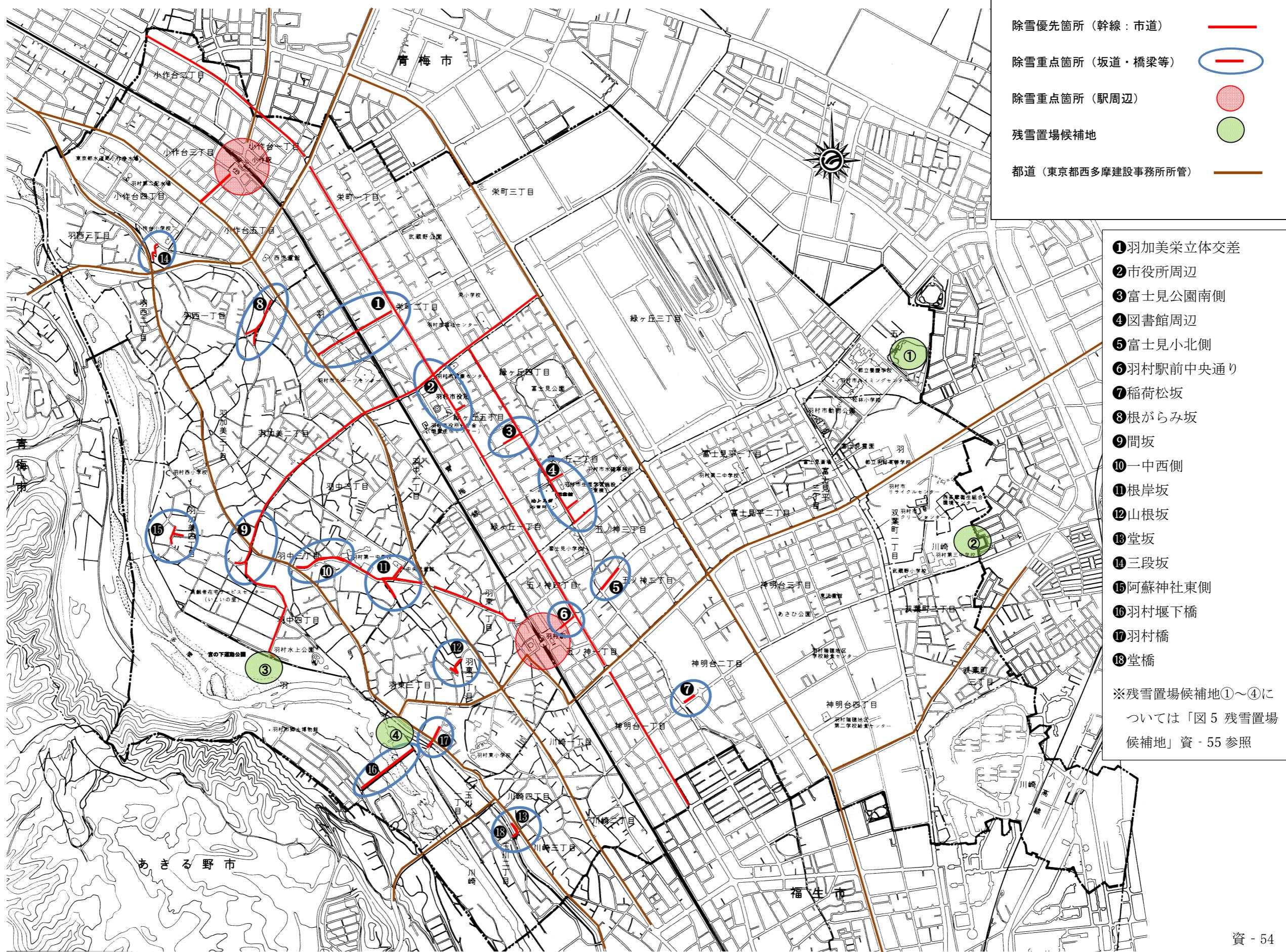


図 5 残雪置場候補地

(注) ①～④の番号は、「市道除雪等対応図」に記載の番号を表す。

